

グリーンプリンティング工場認定規程

平成18年4月1日制定

平成23年5月19日改定

社団法人日本印刷産業連合会

【目的】

第1条 本規程は、日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準、日印産連「グラフィック印刷サービス（軟包装）」グリーン基準、日印産連「シール印刷サービス」グリーン基準、及び日印産連「スクリーン印刷サービス」グリーン基準に基づくグリーンプリンティング工場認定制度について定める。

【対象】

第2条 前条の各グリーン基準で定めるサービスを行う工場・事業所（以下「工場」と言う。）を対象とする。

2. 認定を受けようとする工場は、工場単位で認定を受けなければならない。

【認定申請方法】

第3条 認定を受けようとする工場は、次の書類（以下、「申請書類」という。）を社団法人日本印刷産業連合会グリーンプリンティング認定事務局（以下「認定事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) グリーンプリンティング工場認定審査申請書
- (2) グリーンプリンティング工場認定評価表兼チェックシート
- (3) グリーンプリンティング工場認定申請用添付書類

2. 申請をするに当たっては、事前に公表されている基準に照らし合わせた自己評価を行い、基準に達成していることを十分に確認しておくこと。

【認定申請料、審査料及び認定登録料】

第4条 認定の申請を行う場合は、認定申請料を認定申請時に支払わなければならない。

2. 認定の審査を受ける場合は、事前に審査料を支払わなければならない。審査料には、現地審査に係る旅費等全ての経費を含むものとする。
3. 認定を受け登録しようとする場合は、事前に認定登録料を支払わなければならない。
4. 認定申請料、認定登録料は定額とし、審査料は認定を受けた工場の従業員規模及び会員団体の会員・非会員別に定めるものとし、その額については別途定める。
5. 第1項について、支払われた認定申請料はこれを返還しない。第2項については、審査を開始した時点でこれを返還しない。

【認定機関】

第5条 認定事務局は、認定決定機関としてグリーンプリンティング工場認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2. 認定事務局は、グリーンプリンティング工場認定審査員（以下「認定審査員」という。）を任命し、認定審査の実務を委託できるものとする。認定審査員の任命に当たっては、認定事務局が推薦し、認定委員会が決定するものとする。
3. 認定委員会及び認定審査員に関する規程は別途定める。

【認定審査及び認定】

第6条 認定審査は、申請書類に対する申請書審査と工場に対する現地審査を行う。ただし、一定の要件を満たしている場合は、現地審査を免除することができるものとする。

2. 認定審査の実務は、別途定める認定基準書及び認定審査手引書に基づき、認定審査員が行い、この結果を認定審査報告書にまとめ認定委員会に提出するものとする。ただし、審査において不適合事項があればこれを申請工場に対し指摘し、是正を求めることができるものとする。
3. 前項の不適合事項については、認定審査員は是正すべき内容を「不適合事項指摘書兼是正処置報告書」をもって通知し、認定を受けようとする工場は指摘日から6ヶ月以内には是正処置について認定審査員に対し同報告書を提出しなければならない。
4. 認定委員会は前2項の認定審査報告書及び不適合事項指摘書兼是正処置報告書に基づき、適正と認めた工場に対し認定を行う。
5. 認定委員会にて認定を認められた日をもって、認定日とする。

【認定の登録】

第7条 認定事務局は認定の可否について申請工場に対し速やかに通知を行うものとする。これを受け認定工場は認定登録の手続きを行うものとする。

【認定証の発行】

第8条 認定事務局は、認定登録が完了した工場に対し、認定工場名、認定番号、認定日等を記した認定証を発行する。

2. 認定証には、次のものを添付する。
 - (1) 認定プレート
 - (2) 認定マーク入りステッカー
 - (3) 認定マークのサンプル及び使用規程

【認定の公表】

第9条 認定事務局は認定された工場を公表する。公表する内容は次のとおり。

- (1) 事業者名、工場名、所在地
- (2) 認定番号、認定日、認定有効期限日

【認定マーク】

第10条 認定工場は、認定マークの取扱について別途規程に従うものとする。

【認定の有効期間】

第11条 認定工場の認定の有効期間は認定日から3年間とする。

【認定の更新】

第12条 認定工場の認定有効期限が切れる場合は、認定工場は認定有効期限日の6ヶ月前から2ヶ月前までの間に認定の更新を行うため認定申請をしなければならない。

2. 認定事務局は、認定有効期限6ヶ月前までに認定工場に対しその旨の通知を行うものとする。
3. 更新時における申請方法、認定方法は、第3条から第6条までを準用する。ただし、認定申請料、認定登録料は徴収しない。
4. 更新認定日は、更新前の認定有効期限日の翌日とする。

【認定の更新における暫定措置】

第13条 認定工場が前条第1項に基づき認定申請を行い、更新認定の可否が決定するまでに認定有効期限日が過ぎた場合には、認定は継続しているものとみなす。また是正処置を行った場合も同様の措置を行う。

2. 前項の措置を行った場合、更新認定日は前条第4項の日に遡るものとする。

【認定の取り消し】

第14条 認定工場が何らかの事情で認定登録を辞退した場合はその時点で認定を取り消す。また、認定の更新を行わなかった場合には認定有効期限日をもって認定を取り消す。

2. 認定決定後、申請内容に虚偽があったことが明らかになった場合は、判明した時点で認定日に遡り認定を取り消す。その場合、取り消した旨を公表する。
3. 認定項目の達成ができなくなった場合は認定を取り消す。
4. 認定有効期間内に取消があった場合にも、認定申請料、審査料・認定登録料の返還は行わない。
5. 認定を取り消された工場は、認定証、認定プレートを認定事務局に速やかに返還しなければならない。

【認定事務局等の守秘義務】

第15条 本認定に当たり、認定事務局員、認定審査員及び認定委員は、認定申請及び認定審査において知り得た情報について、守秘義務を負うものとする。

【基準等の見直し】

第16条 認定基準は毎年見直しを図り、必要な場合は改定するものとする。

2. 基準の改定については、グリーン購入検討会で原案を作成の上、認定委員会で審議、承認を行うものとする。
3. 見直しの際にはグリーン購入法等その他の基準との整合性を十分に図るものとする。
4. 基準等の改定に際しては、告知後6ヶ月の期間を経て改定日とする。
5. 改定後の基準については、改定日以降の認定申請から適用するものとする。ただし、更新認定においては、更新認定日が改定日以降となる場合に適用する。

【現状報告と現地調査】

第17条 認定事務局は認定制度の適正な運用を図るため、認定工場に対し必要に応じて認定に関連する現状報告の提出または認定工場の現地調査を行うことができるものとする。

【会員脱退の場合の特例措置】

第18条 会員団体に属する事業所が、認定取得後当該団体を脱退した場合は、会員外の審査料・認定登録料との差額を徴収することができるものとする。ただし、脱退時に認定を辞退した場合はこの限りではない。

2. 前項の団体脱退の場合の措置については、認定・登録を受けた時点において、認定工場は了承したものとみなす。

【認定制度の周知】

第19条 日印産連は、認定工場が環境経営に積極的な企業として、付加価値の向上も含め社会的評価が高まるよう、国、民間団体、クライアント等に対し積極的周知を行うものとする。

【会員団体の役割】

第20条 会員団体は本認定制度が十分に活用されるように、会員企業への周知に努めることとする。

2. 会員団体は、団体に所属する認定工場の状況について常に留意することとし、団体を脱退した場合等には、速やかに認定事務局に報告するものとする。
3. 会員団体は、団体に所属する認定工場の従業員数の確認を行うものとする。

4. 以上の役割に対し、別途規程に基づき認定事務局から当該団体に対し手数料を支払うものとする。

【疑義への対応】

第21条 本規程の内容に疑義が生じた場合は、関係者間の協議の上決定する。

【改定】

第22条 本規程の改定は、認定委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成18年4月1日から発効する。
2. 本規程を平成23年5月19日に改定し、実施する。

以 上